

公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム 規約

(平成28年 8月29日制定)

(令和 2年 1月29日改正)

(目的・名称)

第1条 我が国における公的統計マイクロデータの研究利用(二次的利用)を促進するために、学官産が一体となり、取り組むことを目的として、「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という)を設置する。

(事業)

第2条 コンソーシアムは、第1条の目的に沿った活動として、次の事業を行う。

- 一 公的統計マイクロデータ分析の普及・啓発
- 二 公的統計マイクロデータの研究利用促進に係る学官産連携の推進
- 三 オンサイト施設の設置・運用に係る課題の検討
- 四 その他公的統計マイクロデータの研究利用推進に係る事項の検討

(会員)

第3条 会員は、研究機関に属する研究者、もしくは、公的統計に携わる者とする。入会・退会に関する規則は別途定める。

(組織)

第4条 コンソーシアム運営に必要な評議会、運営委員会をおく。

- 2 各会の運営に必要な規則は別途定める。
- 3 事務局を大学共同利用機関法人情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設社会データ構造化センターにおき、運営に必要なコンソーシアムの事務を行う。

(事業年度)

第5条 事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(雑則)

第6条 コンソーシアム運営その他に関して疑義が生じた場合には、運営委員会にて協議し、評議会の承認をもって解決を図るものとする。

(事業年度変更に係る経過措置)

第7条 第5条の規定にかかわらず、第5事業年度は令和2年9月1日から令和2年12月31日までの4ヶ月とする。なお、本条は、第5事業年度終了後、これを削除する。

附 則

- 1 本規約は、平成28年8月29日から施行する。
- 2 本規約は、評議会の承認を持って改正することが出来る。

附 則

本規約は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

本規約は、令和2年9月1日から施行する。